

令和8年6月8日

請求人 様

川西市監査委員 石田有司

川西市監査委員 向山愛子

川西市監査委員 吉岡健次

住民監査請求について（通知）

令和8年5月7日付で提出のありました住民監査請求について、別紙のとおり決定しましたので通知します。

決 定 書

第1 請求人
住 所
氏 名

第2 請求年月日
令和8年5月7日

第3 請求の要旨
請求人が提出した請求は、下記のとおり、ほぼ原文のまま記載する。

1. 前回監査請求との非同一性

本件監査請求は、令和8年4月3日付で提出した「地域クラブによる学校施設の無償利用と許可手続の不備に関する監査請求」とは、対象となる財務会計行為・事実関係・法的前提が根本的に異なる別個の事案である。本章では、両者の非同一性を明確にする。

(1) 前回の監査請求は、市の説明する「制度欠落」を前提としたもの
前回監査請求において、市（教育委員会・学校管理課）は、地域クラブの学校施設利用について次のように説明していた。

- ・行政財産使用料徴収条例は存在しない
- ・学校施設の使用料制度は存在しない
- ・目的外使用許可制度も存在しない

市は、地域クラブの無償利用について、「使用料制度そのものが存在しないため、本来徴収すべき使用料を算定することすらできない」との市長回答（令和8年3月31日）を示し、無償運用は制度欠落の当然の帰結であるとの趣旨を述べていた。したがって、前回監査請求は、市の説明に基づく「制度欠落型の無償運用」の違法性を対象としたものである。

(2) 今回の監査請求は、「条例の存在と適用実績」という新たに判明した決定的事実に基づく“別個の違法行為”

令和8年4月30日付の情報公開により、前回監査請求時には市が開示しておらず、請求者も監査委員も知り得なかった次の決定的事実が新たに判明した。

- ・川西市には、昭和44年制定の行政財産使用料徴収条例が実在していた

・A社には、令和3年度以降、同条例を適用し、行政財産使用許可を発行し、毎年度、約68万7000円の使用料を徴収していた

・一方、地域クラブには、市が「条例が存在しない」と説明し、条例を適用せず無償運用していた。

これらの事実は、前回監査請求の前提（制度欠落）とは根本的に異なるものであり、行政内部における法令適用の不統一という新たな違法行為が存在することを示すものである。

(3) 両監査請求は、対象行為・事実関係・法的前提が根本的に異なる

前回監査（地域クラブ監査）では、市長が「学校施設の利用料については、現時点では徴収する判断をしていないため、特に条例等を定めていない（別紙3）」と述べた前提が、そのまま監査委員の判断の基礎として採用された。

しかし当時は、

・行政財産使用料徴収条例が実際に存在していた事実

・A社に対して当該条例を適用し、行政財産使用許可を発行し、使用料を徴収していた事実

を示す行政文書（別紙1-①～④・行政財産使用許可書）が市から開示されておらず、監査委員が誤った前提を排除することは困難であった。

ところが、令和8年4月30日の情報公開により、行政財産使用料徴収条例の存在と、登下校メール機器への条例適用実績という“新たに判明した決定的事実”が明確に確認された。

これにより、市長回答（別紙3）の前提そのものが事実と異なっていたことが、初めて客観的に確定した。

監査実務においては、誤った事実前提に基づく監査結果は、地方自治法242条にいう「同一事案」には該当せず、後続の監査請求を拘束しないというのが通説である。

(4) 本件は「同一事案」ではなく、監査委員は再審査義務を負う

本件は、

・対象となる財務会計行為が異なる

・事実関係が異なる

・法的前提が異なる

・新たに判明した決定的事実が監査委員の判断に決定的影響を与える

以上から、地方自治法242条にいう「同一事案」には該当せず、監査委員は新事実に基づく再審査義務を負う。

なお、本件監査請求において引用する「市長回答（別紙3）」「県教育委員会回答（別紙4）」「文部科学省通知（別紙5）」は、前回監査を争うた

めではなく、市長が「行政財産使用料徴収条例は存在しない（別紙3）」との誤った前提を採用した経緯を示す背景事実として用いるものである。

(5) 時系列による事実関係の整理

前回監査請求（令和8年4月3日提出）から前回監査結果（同年4月30日通知）までの期間において、市長回答（別紙3）を裏付ける行政文書は一切開示されておらず、監査委員が誤った事実前提を排除することは構造的に不可能であった。

その後、令和8年4月23日から4月30日にかけて、行政財産使用料徴収条例の存在、登下校メール機器への条例適用実績、市長回答の誤りを示す複数の行政文書が新たに開示され、前回監査時には把握し得なかった「新たに判明した決定的事実」が明確となった。

これらの事実は、前回監査請求とは異なる事実関係に基づく別個の事案であることを示すものであり、地方自治法242条にいう「同一事案」には該当しない。

以下に、前回監査請求時点で把握できなかった事実を時系列で整理する。

表1. 時系列比較表：前回監査請求時には把握し得なかった「新たに判明した決定的事実」

日付	出来事	内容（別紙の引用）	監査委員が把握できたか	本件への法的意味
4月3日	前回監査請求提出	市長・教育委員会 は「条例不存在」 「137条で無料」と説明（別紙3）	把握不可（誤った前提）	前回監査は誤った事実前提で開始
4月24日（別紙10） 前回監査請求における4月24日追加証拠： 前回監査時点では監査委員が把握できず	県教委回答（4月23日付）	「137条で無料は地方自治法と整合しない」 「川西市には行政財産使用料徴収条例が整備されている」	前回監査時点では監査委員が把握できず	市長回答（別紙3）の法的前提が誤りであったことが外部機関により初めて確認

4月24日(別紙11)前回監査請求における4月24日追加証拠:監査委員は審査に使用できず	教育保育課回答	「条例がなくてもよい」「137条で目的外使用を許可できる」と誤った法解釈を市自身が回答	前回監査時点では開示されず	市内部の法令解釈が根本的に誤っていたことが判明
4月24日(別紙12)前回監査請求における4月24日追加証拠:監査委員は内容を把握できなかった	行政財産使用許可書の存在	「登下校メール機器には毎年度行政財産使用許可を発行」「条例を適用し使用料徴収」	前回監査時点では開示されず	市長の「条例不存在」説明が誤りであったことが確定
4月30日(別紙13)前回監査請求における4月30日追加証拠:監査結果通知と同日提出のため審査不能	総務課法制担当が正式回答	「行政財産使用許可と条例適用に関する回答」を法制担当が正式に認める	監査委員はこの事実を知り得なかった	市内部の正式な法的整理が“監査結果と同日に”判明したため、前回監査結果は事実前提を欠く
4月30日	前回監査結果通知	監査委員は上記の事実を一切知らずに判断	事実不明のまま判断	前回監査結果は“誤った事実前提”に基づくため、今回の審査を拘束しない

【時系列整理の小括】

以上のとおり、前回監査請求時には、行政財産使用料徴収条例の存在、登下校メール機器への条例適用、市長回答(別紙3)の誤りといった本件の核心部分に関わる事実は一切開示されておらず、監査委員が正確な判

断を行うことは構造的に不可能であった。

一方、令和8年4月23日～30日にかけて、これらの事実が新たに判明した決定的事実として明確になったため、本件は前回監査請求とは異なる事実関係に基づく別個の事案であり、地方自治法242条にいう「同一事案」には該当しない。

【本件の法的評価（小結論）】

本件監査請求は前回監査結果の当否を争うものではなく、登下校メール機器と地域クラブにおける条例適用の相違という新たな違法状態を対象とするものである。

したがって、本件監査請求は、対象となる財務会計行為が前回監査請求とは明確に異なり、地方自治法第242条にいう「同一事案」には該当しない。

2. 時系列の整理と前回監査請求との関係

本件に関し、私は令和8年2月から3月にかけて、地域クラブによる学校施設利用の法的整理について、教育委員会および市長に対し文書質問を行った。当時、市は「学校教育法137条に基づき校長許可で足りる」と説明し、行政財産の目的外使用許可制度や使用料制度の必要性を否定していた。

(1) 前回監査請求時点で把握できなかった事実

この段階では、

- ・川西市に行政財産使用料徴収条例が存在すること
- ・県教育委員会が、市長回答の法的整理（137条論法）は誤りであると明確に回答していたこと

のいずれも、市から開示されておらず、私自身も把握していなかった。議会においても、本件の法的整理は議題化されておらず、市の誤った説明が共有されていた。

したがって、前回監査請求は、市が提供した不完全な情報の範囲内で行われたものであり、当時としては妥当であった。

(2) その後に新たに判明した決定的事実

【新たに判明した決定的事実】

① 行政財産使用料徴収条例が存在していた事実

市は「使用料制度が存在しない」と説明していたが、実際には行政財産の目的外使用に適用される条例が存在していた。

② 県教育委員会が、市長回答の法的整理（137条論法）は誤りと明確に回答した事実

学校施設の利用は地方自治法に基づく行政財産の目的外使用であり、学校教育法137条を根拠に使用料制度を不要とすることはできないと明確に述べている。

これらは前回監査請求時点では存在が明らかでなく、市が開示していなかった新たに判明した決定的事実である。

(3) 前回監査請求との関係（別個の事案である理由）

前回監査請求は、市が提供した不完全な情報に基づいて行われたものであり、当時としては妥当なものであった。しかし、令和8年4月30日の情報公開により、次の新たに判明した決定的事実が明確となった。

- ・“行政財産使用料徴収条例”が実際に存在していたこと
- ・A社に対して当該条例を適用し、行政財産使用許可を発行し、使用料を徴収していたこと
- ・市長回答（別紙3）が「条例は存在しない」と述べた前提が誤りであったこと
- ・地域クラブには条例を適用せず無償運用としていたこと
- ・これらが行政財産管理の法体系・使用料徴収義務・許可権者の法的根拠に直接関わる事実であること

これらの新たに判明した決定的事実は、本件の核心部分に直結するものであり、前回監査請求時には請求者も監査委員も知り得なかった。

したがって、本件は前回監査請求とは異なる事実関係に基づく別個の監査請求であり、前回監査の判断に拘束されるものではない。

3. 請求の趣旨

川西市が、A社に対しては“行政財産使用料徴収条例”を適用し、行政財産使用料を徴収している一方で、地域クラブによる学校施設利用については「行政財産使用料徴収条例が存在しない」との誤った前提に基づき、行政財産使用料を徴収せず、行政財産使用許可も発行していないことは、法令適用の不統一による違法な財務会計行為である。よって、地方自治法第242条に基づき、当該違法行為の是正を求める。

4. 事実関係

(1) 登下校メール機器に関する行政財産使用許可の存在

令和8年4月30日付で川西市教育長石田剛氏より開示された以下の行政文書により、次の事実が確認された。

令和3年度、令和4年度、令和7年度、令和8年度の「行政財産使用許可申請書（A社）別紙2－①i・別紙2－②i」・「行政財産使用許可書（別

紙1-①～④)」

これらの文書には、

- ・使用目的：川西市全小中学校における「登下校メールおよび一斉メールサービス」
- ・適用条例：行政財産使用料徴収条例
- ・減免条項：該当なし
- ・年間使用料：約68万7000円
- ・支払実績：令和3年度以降、毎年度支払い済みと明記されている。

すなわち、登下校メール機器は行政財産の目的外使用として、条例に基づく適法な処理である。

(2) 地域クラブに関する市長・監査委員の主張

一方で、地域クラブによる学校施設利用について、市長（別紙3）および監査委員は、

- ・「行政財産使用料徴収条例は存在しない」
- ・「学校教育法137条に基づくため、行政財産使用許可は不要」
- ・「使用料徴収の法的根拠はない」

と公言している。

しかし、これは登下校メール機器に対して条例を適用している行政の実務と明確に矛盾する。

(3) 登下校メール機器と地域クラブにおける条例適用状況の時系列比較

【行政財産使用に関する時系列比較表】

以下のとおり、登下校メール機器については令和3年度以降、行政財産使用料徴収条例を適用し、行政財産使用許可を発行し、使用料を徴収している。一方、地域クラブについては令和6年度以降、「条例が存在しない」との前提で無料としており、行政内部における法令適用の不統一が明確に認められる。

表2：登下校メール機器と地域クラブにおける条例適用状況の相違

年度	登下校メール機器	地域クラブ（学校施設利用）	行政の法令適用の整合性
令和3年度	・行政財産使用許可書を発行 ・行政財産使用料徴収条例を	まだ制度なし	条例適用（有料）

	適用・減免なし (有料)・年間約 68万円を徴収 開始		
令和4年度	・同上(条例適 用・有料)・使用 料徴収継続	まだ制度なし	条例適用(有 料)
令和5年度	・同上(条例適 用・有料)	制度設計段階(市説明資 料) ※この時点で市は「地 域クラブは教育目的外」と 整理	条例適用(有 料)
令和6年度	・同上(条例適 用・有料)	・地域クラブの募集・認定 を実施・5月体験開始、6 月本格活動開始・市長は 「学校施設の利用料につ いて条例等を定めていな い」と答弁・使用料徴収な し(無料)・行政財産使用 許可なし	条例不存在 主張(無料)
令和7年度	・同上(条例適 用・有料)	・地域クラブ運用継続(無 料)・条例整備なし・許可 手続なし	二重基準が 固定化
令和8年度	・同上(条例適 用・有料)・令和 8年4月30日 情報公開で許可 書・使用料支払 いが正式確認	・完全移行予定・依然と して「条例不存在」主張・ 無料運用継続	構造的違法 が確定

5. 法的構造

本章において本件の法的構造を整理するにあたり、地域クラブと市との契約関係の詳細は本件監査請求の主要論点ではないため取り扱わない。本件の核心は、行政財産使用料徴収条例が存在するにもかかわらず、地域クラブについてのみ条例を適用せず、行政財産を無償で使用させているという法令適用の不統一にある。

(1) 行政財産の目的外使用の原則

地方自治法

- ・第238条の4：行政財産の目的外使用は原則禁止
- ・第237条第2項：使用料は適正な対価として徴収しなければならない

これらは、行政財産使用料徴収条例の存在を前提とする制度である。

(2) 条例の拘束力

地方自治法第14条第1項

- ・条例は、当該地方公共団体の執行機関を拘束する。

したがって、条例が存在する以上、市長・教育委員会・監査委員はこれを無視できない。行政財産使用料徴収条例が存在するにもかかわらず、これを適用せずに行政財産を使用させることは、地方自治法14条1項に反する条例拘束力違反であり、結果として本来徴収すべき使用料を徴収しないことは地方自治法242条にいう「財務会計上の怠る事実」に該当する。

(3) 学校教育法137条の限界

学校教育法137条は、「学校教育に支障のない範囲で、教育目的に資する使用を認める」という目的規定であり、行政財産の目的外使用に関する許可手続や使用料徴収を免除する根拠にはならない。

6. 違法性の指摘

(1) 法令適用の不統一

同じ学校施設という行政財産について、

- ・登下校メール機器 → 行政財産使用料徴収条例を適用し、有料
 - ・地域クラブ → 「条例がない」として無料、許可手続なし
- という運用は、行政内部で法令適用が二重基準となっている。

これは、

- ・法治主義の否定
- ・条例の拘束力（地方自治法14条）の無視
- ・財務会計上の怠る事実

に該当し、重大な違法である。

(2) 財務会計行為としての違法

地域クラブに対して、

- ・行政財産使用料を徴収すべきなのに徴収していない
- ・行政財産使用許可を発行すべきなのに発行していない

これは地方自治法242条にいう「財務会計上の怠る事実」に該当する。

さらに、市長が「条例がない」と誤った前提で判断した結果、本来徴収すべき使用料を徴収しないという財務会計行為が発生しているため、これは新たな違法行為である。

(3) 本件に関する法令適用上の留意点

本件に関して想定される反論として、

- ・「地域クラブの無償運用は市の裁量である」
- ・「学校教育法137条に基づくため、行政財産使用許可は不要である」
- ・「本件は財務会計行為に該当しない」といった主張が考えられる。

しかし、以下の理由により、これらの主張はいずれも成立しない。

第一に、行政財産の目的外使用に関する許可及び使用料徴収は、地方自治法238条の4及び237条2項に基づく法定義務であり、条例の存在を前提とする制度である以上、市の裁量の余地は存在しない。

第二に、学校教育法137条は「教育目的に資する使用を認める」旨の目的規定であり、行政財産の目的外使用に関する許可手続や使用料徴収を免除する根拠とはならない。

実際に、A社に対しては同一の学校施設について行政財産使用料徴収条例を適用し、行政財産使用許可を発行している。

第三に、行政財産使用料を徴収すべきところ徴収していないという事実は、地方自治法242条にいう「財務会計上の怠る事実」に該当し、監査請求の対象性を否定する余地はない。

以上より、本件においては、法令適用の不統一という客観的事実に基づき、財務会計上の違法が明確に認められるため、裁量論・対象外論・目的規定論等により違法性を否定することはできない。

7. 本件違法状態の深刻性と制度運用上の危険性

本件において明らかとなった行政財産使用料徴収条例の不適用は、単なる事務処理上の瑕疵にとどまらず、行政財産管理制度の根幹を揺るがす重大な問題を内包している。本章では、本件違法状態が行政運営に及ぼす深刻な影響を整理する。

(1) 法治主義の否定と行政の恣意的運用の危険性

行政財産の目的外使用に関する許可および使用料徴収は、地方自治法237条2項および238条の4に基づき、条例により統一的に定められるべき法定事項である。

にもかかわらず、地域クラブについてのみ条例を適用せず、行政財産を無償で使用させている現状は、地方自治法14条1項に反し、条例の拘束力を否定するものである。

このような運用を許容すれば、行政は条例を無視して特定の団体に有利・不利な扱いを行うことが可能となり、行政運営の公平性・中立性が根本から損なわれる。

(2) 行政財産管理の統一性・公平性の崩壊

同一の学校施設について、登下校メール機器には条例を適用して行政財産使用許可を発行し使用料を徴収している一方、地域クラブについては「条例が存在しない」との誤った前提で無償運用が行われている。このような二重基準は、行政財産管理の統一性・公平性を著しく損なうものであり、行政財産の適正管理という地方自治法の趣旨に反する。

この不統一が放置されれば、他の行政財産（公民館、公園、市有地等）においても同様の不整合が生じ、行政財産管理制度全体の信頼性が失われるおそれがある。

(3) 議会による統制の形骸化

行政財産使用料徴収条例は議会が制定したものであり、条例を無視した運用は議会の意思を否定することに等しい。条例を適用せずに行政が独自判断で無償運用を行うことは、議会による統制を形骸化させ、住民自治の根幹を揺るがす重大な問題である。

(4) 将来の法的紛争・住民訴訟リスクの増大

本来徴収すべき使用料を徴収していない事実は、地方自治法242条にいう「財務会計上の怠る事実」に該当する可能性が極めて高い。この状態が継続すれば、住民監査請求や住民訴訟において違法と判断され、市が損害賠償責任を負う事態も想定される。

行政財産管理に関する法令遵守は、将来の紛争防止の観点からも不可欠である。

(5) 制度全体の法的安定性の欠如

地域クラブ制度は、行政財産の使用を前提として運用されているにもかかわらず、条例の適用を前提としないまま運用されているため、制度全体が法的安定性を欠く状態に置かれている。このような不安定な制度運用は、将来、責任の所在、使用条件、事故発生時の対応等において重大な混乱を生じさせるおそれがあり、早期の是正が不可欠である。

【小括】

以上のとおり、本件違法状態は、

- ・ 法治主義の否定
- ・ 行政の恣意的運用の助長
- ・ 公平性・統一性の崩壊
- ・ 議会統制の形骸化

- ・将来の法的紛争リスクの増大
- ・制度全体の不安定化

といった深刻な弊害をもたらすものであり、単なる事務的な誤りとして看過できるものではない。

したがって、監査委員においては、本件違法状態を速やかに是正するための措置を講ずる必要がある。

8. 法令適用の必然的結論

以下の事実は、令和8年4月30日の情報公開により新たに判明した決定的事実として客観的に確認された。

- ・登下校メール機器に対して行政財産使用料徴収条例を適用している
- ・行政財産使用許可書が毎年度発行されている
- ・使用料が毎年度支払われている
- ・地域クラブには条例を適用していない
- ・市長は「条例がない」と公言している
- ・これは法令適用の不統一である
- ・その結果、徴収すべき使用料を徴収していない

よって財務会計上の怠る事実が存在する。

以上の事実関係から、本件には地方自治法242条にいう「財務会計上の怠る事実」が認められる。

9. 請求事項

よって、監査委員に対し、次の措置を求める。

- (1) 地域クラブの学校施設利用について、“行政財産使用料徴収条例”を適用し、行政財産使用許可を発行すること。

県教育委員会の回答においても、本市には“行政財産使用料徴収条例”が存在することが明確に認められており、実際に登下校メール機器に対しては同条例を適用して行政財産使用許可を発行し、使用料を徴収している。したがって、同一の行政財産である学校施設を利用する地域クラブについても、同一条例を適用することが法治主義上当然であり、条例の適用を回避することは許されない。

- (2) 本来徴収すべき行政財産使用料を徴収していない事実を違法と認定し、是正措置を講ずること。

行政財産の目的外使用に対しては、地方自治法237条2項に基づき「適正な対価」を徴収する義務がある。登下校メール機器には徴収し、地域クラブには徴収しないという二重基準は、条例の存在を前提とする行

政財産管理の体系に反し、財務会計上の怠る事実該当する。

なお、行政財産使用料を無料とする場合には、行政財産使用料徴収条例に定める減免条項に基づき、使用目的・公益性等を考慮した適法な減免決定を行う必要があり、条例を適用せずに無料とする現在の運用は許されない。

- (3) 市長が「条例がない」と誤った前提で判断した経緯を調査し、再発防止策を講じること。

県教育委員会が条例の存在を認め、登下校メール機器に対しては条例を適用しているにもかかわらず、地域クラブについてのみ「条例が存在しない」との誤った前提を市長が採用した経緯は、行政内部の法令適用の不統一を生じさせた重大な要因である。

この判断過程を調査し、同様の誤りが生じないよう再発防止策を講ずる必要がある。

10. 想定される反論とその不成立理由

本件に関して想定される反論は、いずれも行政財産管理の法体系および本件で判明した事実関係と整合せず、成立しない。以下、その主要な反論と不成立理由を示す。

- (1) 「地域クラブの無償運用は市の裁量である」との主張について

行政財産の目的外使用に関する使用料徴収は、地方自治法237条2項に基づく法定義務であり、無料とする場合には、行政財産使用料徴収条例に定める減免条項に基づく減免決定が不可欠である。

したがって、条例を適用せずに無料とする現在の運用は、市の裁量の範囲ではなく、裁量権の逸脱・濫用に該当し違法である。

- (2) 「学校教育法137条に基づくため、行政財産使用許可は不要」との主張について

学校教育法137条は「学校教育に支障のない範囲で使用を認める」旨の目的規定であり、行政財産の目的外使用に関する許可手続や使用料徴収を免除する根拠にはならない。

同一の学校施設について、登下校メール機器には行政財産使用料徴収条例を適用し、行政財産使用許可を発行しているという行政実務が存在する以上、地域クラブのみ許可不要とすることは法的に矛盾しており、成立しない。

- (3) 「条例が存在しないとの市長認識は当時やむを得なかった」との主張について

令和8年4月30日の情報公開により、

- ・行政財産使用料徴収条例が存在していたこと
 - ・登下校メール機器には条例を適用して行政財産使用許可を発行していたこと
- が明確に確認された。

したがって、市長が「学校施設の利用料について条例等を定めていない」と述べた前提は誤りであり、行政内部の情報共有不足による過失であって、法令適用の不統一を正当化する理由にはならない。

(4) 「本件は財務会計行為に該当しない」との主張について

行政財産使用料を徴収すべきところ徴収していない事実は、地方自治法 242 条にいう「財務会計上の怠る事実」に該当することは明らかである。

さらに、行政財産使用許可を発行すべきなのに発行していないことも、財務会計行為そのものであり、対象外論は成立しない。

(5) 「前回監査と同一事案であるため再審査できない」との主張について
前回監査時には、

- ・行政財産使用料徴収条例の存在
- ・登下校メール機器への条例適用
- ・行政財産使用許可書の存在

を裏付ける行政文書が開示されておらず、監査委員が誤った前提を排除することは困難であった。

しかし、令和 8 年 4 月 30 日の情報公開により、前回監査時には把握し得なかった新事実が明確に確認された。

したがって、本件は地方自治法 242 条にいう「同一事案」には該当せず、別個の財務会計行為である。

(6) 「公益性が高いから無料でよい」との主張について

公益性を理由に無料とする場合でも、条例の減免条項に基づく減免決定が必須である。

公益性の有無は「条例を適用したうえで減免するかどうか」の判断要素であり、条例を適用しない理由にはならない。

(7) 「条例の適用は技術的問題であり違法ではない」との主張について

行政財産使用料徴収条例が存在するにもかかわらず、これを適用せずに行政財産を使用させることは、

- ・地方自治法 14 条 1 項（条例拘束力）違反
- ・地方自治法 237 条 2 項（適正な対価）違反
- ・地方自治法 242 条（怠る事実）該当

という明確な法令違反であり、技術的問題ではなく、法治主義の否定

である。

【総括】

以上のとおり、想定される反論はいずれも本件の事実関係および法体系と整合せず、成立しない。本件は、行政財産使用料徴収条例の不適用という新たに判明した違法行為を対象とするものであり、監査委員は地方自治法に基づき適切な是正措置を講ずる必要がある。

第4 監査委員の判断

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

同一住民による同一対象に対する再度の監査請求は、「地方自治法242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項（注：現行の地方自治法では、同条第5項が同旨の規定）の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」（最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決（昭和57年（行ツ）164号））とされており、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする住民監査請求を重ねて行うことは、「一事不再理の原則」により、不適法な請求とされる。

また、前記最高裁判決において、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではない」とされている。

もっとも、平成10年12月18日最高裁判決は、同一請求人による同一

対象の再度の監査請求も、監査委員が「適法」な請求を違法に却下した場合には、認められると解している。

その上で、本件請求についてみると、本件請求は、同一住民による同一対象に対する再度の監査請求であり、前回請求と別個の請求と解することはできない。また、前回請求を不適法として却下したことには何ら違法性がないため、「一事不再理の原則」が適用される。

これらにより、本件請求は「一事不再理の原則」により受理できないものである。

なお、念のため、住民監査請求の対象となり得る「違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実」には当たらないことについても述べると、学校施設は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項にいう公の施設であるとともに、行政財産でもある。行政財産の使用許可については、地方自治法第238条の4第7項が、その用途又は目的を妨げない限度で使用を許可できる旨を定めている。

また、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条は、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる旨を定めており、請求人が提出した事実証明書別紙3市長回答（令和8年3月31日付）においても、地域クラブは、これまでの各学校における部活動が担ってきた教育的意義を引き継ぐことを踏まえ、公共性の高い活動と位置付けたうえで、本市では、地域クラブによる学校施設の利用を、学校教育法第137条の趣旨に基づく「公の施設としての利用」と位置付けている。

一方、A社の登下校メール機器に係る校内設備等の使用は、学校の設置目的とは異なる事業活動に伴う行政財産の使用に当たることから、地方自治法第238条の4第7項に基づく「行政財産の使用許可」として、川西市行政財産使用料徴収条例（昭和44年川西市条例第1号）を適用し、当該行政財産の価額等に着目した使用料を徴収している。

以上のとおり、両者は利用目的・利用主体・法的根拠・対価設定の考え方が異なる別個の制度運用であり、請求人が主張する「同一の行政財産使用許可に同一条例を適用すべきであるのに適用していない」という意味での法適用の不統一は認められないことから、地方自治法第242条第1項に定める「違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実」を対象とするものではなく、監査の対象となる適法な請求に当たらない。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

別記（請求人から提出のあった資料一覧）

- 別紙 1－① 令和 3 年度分 行政財産使用許可書
- 別紙 1－② 令和 4 年度分 行政財産使用許可書
- 別紙 1－③ 令和 8 年度分 行政財産使用許可書
- 別紙 1－④ 令和 7 年度分 行政財産使用許可書
- 別紙 2－① i 令和 4 年度分 行政財産使用許可申請書
- 別紙 2－① ii 令和 4 年度分 行政財産使用許可書
- 別紙 2－① iii 令和 4 年度分 使用物件一覧
- 別紙 2－① iv 令和 4 年度分 行政財産使用料計算明細
- 別紙 2－② i 令和 7 年度分 行政財産使用許可申請書
- 別紙 2－② ii 令和 7 年度分 行政財産使用許可書
- 別紙 2－② iii 令和 7 年度分 使用物件一覧
- 別紙 2－② iv 令和 7 年度分 行政財産使用料計算明細
- 別紙 3 市長回答（令和 8 年 3 月 3 1 日付）
- 別紙 4 兵庫県教育委員会回答（令和 8 年 4 月 2 3 日付）
- 別紙 5 公立学校施設の目的外使用に係る留意事項の周知について（通知）
（令和 7 年 3 月 2 6 日付文科省通知）

令和 8 年 6 月 8 日

川西市監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 吉 岡 健 次